県

福島県告示第二十一号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 示

○過疎地域自立促進特別措置法により町道の工事の全部を完了した件

## 告 示

策課に備え置いて縦覧に供する。 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年 一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第

令和二年一月十七日

福

島

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五六号

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課

# 福島県告示第二十二号

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第一

> の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年 策課に備え置いて縦覧に供する。 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政 一月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

令和二年一月十七日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内

堀

雅

雄

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一番地一ほ

 $\equiv$ 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見なし。

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

## 福島県告示第二十三号

 $\equiv$ 

策課に備え置いて縦覧に供する。 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年 項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 月十七日から同年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第一

令和二年一月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一番地一ほ

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 防犯対策への協力に係る事項

保に努め、市の防犯対策へ協力すること。 必要な措置を講じるように努め、土地所有者等は、犯罪の防止に配慮した環境の確 社会の一員として犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進するために 「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念にのっとり、事業者は、

2 騒音の発生に係る事項

減については、騒音規制法、振動規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例原動機の定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機又は冷凍機の増 設置場所や騒音の低減について配慮すること あっても、騒音により周辺住民の生活環境に被害を及ぼすことのないよう、 に基づく事前の届出が必要となる場合がある。また、届出(規制)対象外の施設で 施設の

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

三 意見書の提出なし

路 線 名

工 事 0) X 間

工事の種類

工事の完了の年月日

野沢柴崎線

橋梁工

令和元年一二月二六

日

令和二年一月十七日り、県が施行していた町道の改築に関する工事の全部を次のとおり完了した。り、県が施行していた町道の改築に関する工事の全部を次のとおり完了した。過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定によ福島県告示第二十四号

福島県知事 内 堀 雅 雄

(道路計画課)

(商業まちづくり課)